

令和3年8月6日

福島県立医科大学  
全学部生の皆さん

### 「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」における対応について

新型コロナウイルスへの感染について、福島県においても、8月2日の新規感染者数が114名と初めて100名を超えました。昨日5日も106名が確認され、県内の「病床使用率」は8割に近づき、受入余地もほとんど無くなるなど、医療提供体制は極めて深刻な状況にあります。

こうした急激な感染拡大に歯止めをかけ、医療提供体制の崩壊を防ぐため、福島県では「福島県（新型コロナウイルス感染症）非常事態宣言」を発令し、8月8日から8月31日までの間、県内全域において、「不要不急の外出の自粛」、「都道府県をまたぐ旅行・帰省等の原則、中止・延期」や「路上や公園といった屋外における集団での飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動は控えること」、「人と人との距離の確保』『手指消毒』など基本的な感染対策の徹底」を県民に要請しています。

本学の取扱いについても、本部長から本日付けで発出されたところですが、学生の皆さんにおかれましても、県内の感染拡大防止のため県からの要請に協力するようお願いいたします。また、学生の皆さんには、このような状況を踏まえて本学の方針の変更点も含め、改めてお伝えいたします。

#### 1 感染対策について

これまで同様、3密の回避、マスク着用、手指消毒の励行、会食・宴会の禁止を継続します。福島県内でも感染者が激増していますが、そのほとんどが飲み会のクラスターに端を発したものです。気が緩みがちになる夏休みですが、節度ある行動をとり、十分な感染対策を徹底するようお願いいたします。

#### 2 東北地方を含む県外への移動について

8月2日付けでの通知で東北地方を除く地域への移動を届出の対象としていましたが、「福島県（新型コロナウイルス感染症）非常事態宣言」の発令により、次のとおり変更することとします。

##### 【変更内容】

「福島県（新型コロナウイルス感染症）非常事態宣言」の発令期間である8月8日から8月31日までの間、就職試験などやむを得ない事情により県外に移動しなくてはならない学生については、医学部及び看護学部の学生は教育研修支援課、保健科学部の学生は保健科学部事務室に必ず移動の届出をしてください。

7月13日の通知以降、東北地方への移動は届出不要としていましたが、今回の発令を受け県外への移動は一律に届出が必要になりますので御承知おきください。

また、本学に登校できる要件についても、健康ダイアリーに14日以上連続で健康状態

が記載されていることと、県外から通学の拠点となっている地域に戻ってから10日以上、健康が確認されていることとなります。

なお、各学部・学科の通学の拠点となっている地域に戻ってくる日程については、変更ありません。

### 3 部活動・サークル活動について

感染対策を講じている部活動・サークル活動のみ活動を認めておりますので、許可されている部活動・サークル活動については、申請した際の感染対策を徹底したうえで、十分に気を付けて活動するようにしてください。

なお、部員の中に県外へ移動する学生がいる場合、その学生については、通学の拠点となっている地域に戻ってから10日間以上、健康が確認されるまでは、部活動・サークル活動への参加を控えてください。

理事（教育・研究担当）	錫谷 達夫
理事（県民健康・保健科学部担当）	安村 誠司
学生部長	松岡 有樹
医学部長	竹石 恭知
医学学生部長	亀岡 弥生
医学部教務委員長	関根 英治
看護学部長	坂本 祐子
看護学学生部長	太田 昌一郎
看護学部教務委員長	和田 久美子
保健科学部長	矢吹 省司
保健科学学生部長	林 博史
保健科学部教務委員長	五百川 和明